

「全国との格差是正! 長時間過密労働解消!」 教職員の賃金・労働条件改善を求める署名

2023年 月 日

高知県教育委員会
教育長 長岡 幹泰 様

【要求趣旨】

昨年度はほとんどの都道府県が一時金の月数を0.1月引き上げる中、高知県の引き上げ幅は0.05月で全国とは0.2月、東京とは0.35月の格差となり、地域手当の是正がない中で、月例給と一時金の月数による全国との2重の賃金格差の解消に逆行することとなりました。

学校現場を支える再任用教職員、臨時教職員、会計年度任用職員（時間講師など）への不合理な勤務条件格差（賃金、諸手当、休暇など）の抜本的解消は、人間らしく働ける学校の実現につながります。

教職員定数や学級定数の抜本的な改善が行われず、代替教員未配置などに加え、業務量を削減するための施策の思い切った見直しもされず、教職員の長時間過密労働はより深刻な状況になっています。

教育実習生や臨時教員に対する深刻なハラスメントへの県教育委員会の対応の問題点が明らかになりました。県教育委員会の対応の徹底した検証とそれに基づく抜本的な体制整備が急務です。

つきましては、教育の専門職にふさわしい給与・待遇の改善が図られるよう、また、学校現場の多忙な状況を抜本的に改善し、教職員が安心して本来の仕事にゆとりを持ってとりくめることで、子どもたちに豊かな教育が保障できるよう、下記の項目の実現を私たちは強く要求します。

記

【2023年度重点要求項目】

- 1 すべての教職員の月例給・一時金を引き上げ、初任給、若年層の給与を改善するとともに中高年層の給与改善を行うこと。一時金は国や他県との格差を縮小するため国人勤を上回る引き上げを行い、特に期末手当の引き上げを行うこと。勤勉手当引き上げ分を成績率強化のために使わないこと。
- 2 通勤手当、部活動手当等の諸手当を引き上げること。高速道路利用は40km未満でも適用される場合があることを周知すること。新採・臨時教職員にもへき地手当に準ずる手当を支給すること。
- 3 臨時教職員の雇用の安定と均等待遇実現、賃金諸手当のさらなる改善を行うこと。
- 4 時間講師など会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善すること。
- 5 超過勤務時間が上限（月45時間、年間360時間）以内となるように、持ち時数の上限設定と必要な人員配置などを行うこと。県教育委員会施策に関わる業務を大幅に削減すること。
- 6 メンタルヘルス対策の抜本的な強化など労働安全衛生体制を確立すること。
- 7 母性保護・少子化対策・仕事と育児の両立のための施策を充実させること。
- 8 栄養教諭の代替未配置により、産休前の過重な業務や産休中にも業務をせざるを得なくなっていることを二度と起こさないように対策をすること。
- 9 各種休暇制度を安心して活用できるようにすること。また、夏期休暇の取得期間を拡大すること。
- 10 ハラスメントの報告の体制とは区別し、中立、公正に調査する体制をつくること。被害者の救済とハラスメントの解消につなげることのできる相談体制を拡充すること。また、ハラスメントの実態把握のためのアンケート実施を市町村立学校教職員へも拡大すること。
- 11 暫定再任用教職員の賃金と諸手当（へき地手当、住居手当、扶養手当など）を同一労働同一賃金、均等待遇の原則に立ち、改善すること。また、短時間勤務の再任用は定数外にすること。

名 前

名 前

〔署名取扱団体〕 高知県教職員組合・高知県高等学校教職員組合